

証券コード 3066

(発送日) 2023年6月5日

(電子提供措置の開始日) 2023年6月2日

株 主 各 位

名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

株式会社 JBイレブン

代表取締役社長 新 美 司

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いいたします。

当社ウェブサイト <https://www.jb11.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

名古屋証券取引所ウェブサイト <https://www.nse.or.jp/>

（上記の名証ウェブサイトへアクセスいただき、「上場銘柄情報」「上場会社検索」を順に選択し、当社証券コード「3066」または「銘柄名」に「JBイレブン」を入力・検索し、「適時開示情報」の「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月23日（金曜日）営業時間終了時（午後6時）までに議決権を行使くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月26日（月曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市南区東又兵ヱ町五丁目1番地の16
日本ガイシフォーラム2階レセプションホール
(会場が昨年と異なっておりますので、ご注意ください。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第42期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以上

＜新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ＞

- ◎懇親試食会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響など諸般の事情を鑑み中止とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。
- ◎株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の健康状態にご留意いただき、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。
- ◎体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承のほど宜しくをお願いいたします。株主総会の議決権行使は、インターネットまたは書面による方法がございますので、是非、そちらをご利用ください。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび名証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送らせていただきます。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項については、法令および当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部です。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月26日（月曜日）午前10時

場所 名古屋市南区東又兵衛町五丁目1番地の16
日本ガイシフォーラム2階
レセプションホール

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月23日（金曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月23日（金曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2023年6月23日（金）午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

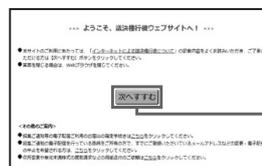


※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

インターネット議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）（受付時間9：00～21：00）

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業経過および成果

当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の経済概況は、利上げによる株価下落や米ドル高がみられ、サプライチェーン混乱・ウクライナ侵攻等で、インフレが進行しました。

国内消費は、電気・ガス料金をはじめ諸物価の高騰があり、人の移動が多い時期がコロナ禍第7波・第8波となるなど、サービス需要の回復は限定的でした。

外食産業全般では、営業制限はなくなったものの、夜間消費・インバウンド消費は回復せず、労働力未充足等の問題も引き続き、業態・立地の違いによる回復の差が継続しました。

このような環境下で当社グループは、企業改革を進めるために一層の資本充実を図るべく、12月に第三者割当による新株式および第6回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の発行を行いました。なお、2021年1月に発行した第5回新株予約権は、当連結会計年度の7月までに行使が全て完了し、その資金調達は総額266百万円となっています。

当連結会計年度の出退店等としては、出店21店舗（愛知県9店舗・京都府5店舗・岐阜県4店舗・滋賀県2店舗・静岡県1店舗）、フランチャイズ店から直営店への切換え1店舗、直営店からフランチャイズ店への切換え3店舗、業態転換10店舗、改装12店舗、および退店5店舗（愛知県2店舗・三重県2店舗・広島県1店舗）でした。

以上の結果、当連結会計年度末のグループ店舗数は128店舗（直営店118店舗およびフランチャイズ店10店舗、前年同期比16店舗の増加）となり、それらの内訳は下表の通りです。なお、当連結会計年度の末日にあたる3月31日の営業をもって退店した2店舗は表中の店舗数から除外していません。

(単位：店舗)

部門／業態	当連結会計年度末 店舗数	前期末比	関東 地区	東海 地区	関西 地区	中国 地区	九州 地区
合 計	128	+16	8	101	13	3	3
ラーメン部門 小計	53	-1	3	49	-	1	-
一刻魁堂	41	-4	3	37	-	1	-
有楽家	11	+5	-	11	-	-	-
ロンフーエアキッチン	1	±0	-	1	-	-	-
桶狭間タンメン	0	-2	-	-	-	-	-
中華部門 小計	18	-2	1	8	5	1	3
ロンフーダイニング	17	+2	1	7	5	1	3
ロンフーキッチン加木屋中華	1	±0	-	1	-	-	-
ロンフービストロ	0	-3	-	-	-	-	-
ロンフーパティオ	0	-1	-	-	-	-	-
その他部門 小計	57	+19	4	44	8	1	-
コメダ珈琲店	9	+1	4	5	-	-	-
ドン・キホーテ	2	±0	-	2	-	-	-
ドンキカフェ	1	±0	-	1	-	-	-
猪の上	1	+1	-	1	-	-	-
50年餃子	34	+13	-	29	5	-	-
桶狭間フーズ株式会社 生ギョーザ直売所	0	-1	-	-	-	-	-
一刻魁堂(フランチャイズ店)	3	±0	-	3	-	-	-
有楽家(フランチャイズ店)	1	+1	-	1	-	-	-
ロンフーダイニング (フランチャイズ店)	1	+1	-	-	-	1	-
50年餃子(フランチャイズ店)	5	+3	-	2	3	-	-

企業理念浸透を中心に人材育成・組織強化を図りつつ、低収益業態の撤収を進め、外食事業では、主力業態「一刻魁堂」のリブランディングをス

タートさせ、新業態開発にも取り組み、中食事業では「50年餃子」を積極出店しました。また、フランチャイズ事業の強化を目的として7月に連結子会社「JBシンフォニー株式会社」を設立し、加えて2月に桶狭間フーズ株式会社の外販事業を同社へと事業譲渡することで、各子会社の事業効率化を進めました。

これらの結果、外食直営店の既存店売上高は前年同期比116.3%となりました。

原価面では、外食事業での販売価格改定等を実施しましたが、売上原価率30.8%となり同0.3ポイント悪化しました。

販売費及び一般管理費面では、エネルギーコストの急騰が厳しく、加えて前年同期間のコロナ禍による固定費の特別損失への振替が無くなった反動もあり、その売上高に占める割合は73.3%となり、同1.6ポイントの悪化となりました。

以上により、当連結会計年度の売上高は7,117百万円（前年同期比16.7%の増収）となりました。

利益面では、営業損失288百万円（前年同期は営業損失131百万円）、経常損失290百万円（同経常損失128百万円）となりました。

また、コロナ禍に関連し助成金収入130百万円を特別利益に計上する一方、5店舗の退店を決定したことによる減損損失79百万円、業態転換10店舗・改装12店舗に伴う固定資産除却損28百万円および退店に伴う損失10百万円、総額118百万円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は318百万円（同親会社株主に帰属する当期純利益297百万円）となりました。

部門別の状況は、次のとおりです。

（ラーメン部門）

当部門はラーメンを主体とした外食事業の直営店で構成されます。

当連結会計年度の新規出店は「有楽家」1店舗（岐阜茜部店）で、「一刻魁堂」1店舗（豊川インター店）をフランチャイズ店から直営店に切換えると同時に「有楽家」へと業態転換し、その他に「桶狭間タンメン」2店舗（米津橋店・岐阜県庁前店）および「一刻魁堂」3店舗（松阪店・浜松ささがせ店、安城店）の計5店舗を「有楽家」へと業態転換しました。一方で「一刻魁堂」1店舗（一宮千秋店）および「有楽家」1店舗（片場店）を直営店からフランチャイズ店に切換え、「有楽家」1店舗（松阪

店)を退店した結果、「桶狭間タンメン」は業態撤収し、「有楽家」は11店舗に拡大しました。改装は、「一刻魁堂」8店舗(豊明店・半田店・土岐店・美和店・清須店・港店・木曾川店・東浦店)でした。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は53店舗(前年同期比1店舗減少)となり、その内訳等は、前掲の表の通りです。

各業態で売価見直しを行い、「一刻魁堂」では、タレントを起用したテレビCMの継続等で来店動機の拡大を図りつつ、12月の清須店の改装を皮切りに業態リブランディングに着手し、当連結会計年度中に4店舗で実施しました。「有楽家」では、店舗数拡大による認知度向上等の効果がみられる一方で、原材料の値上がりが直撃しました。航空需要に直結する「ロンフューエアキッチン」は、限定的な回復に留まりました。

以上の結果、当部門の既存店売上高は前年同期比115.5%となり、客数は同111.5%となりました。

また、部門合計の売上高は4,216百万円(前年同期比17.8%の増収)となり、連結売上高全体に占める割合は59.2%(同0.5ポイントの増加)となりました。

(中華部門)

当部門は中華料理を主体とした外食事業の直営店で構成されます。

当連結会計年度の新規出店はなく、「ロンフューダイニング」1店舗(LECT広島店)を直営店からフランチャイズ店に切换え、「ロンフューダイニング」1店舗(イオンモール広島府中店)を退店しました。また「ロンフュービストロ」3店舗(モゾワンダーシティ名古屋店・LECT広島店・KITTE名古屋店)および「ロンフューパティオ」1店舗(名古屋パルコ店)を「ロンフューダイニング」へ業態転換することで、「ロンフュービストロ」および「ロンフューパティオ」の両業態は撤収とし、業態統一による効率向上を図りました。改装は「ロンフューダイニング」2店舗(イオンモール伊丹店・博多1番街店)でした。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は18店舗(前年同期比2店舗の減少)となり、その内訳等は、前掲の表の通りです。

中華部門の店舗は、「ロンフューキッチン加木屋中華」を除く全17店舗が大商圏型ショッピングセンターおよび駅ビル内立地の店舗であり、コロナ禍の影響が継続し、本格的な売上高の回復には至りませんでした。

以上の結果、当部門の既存店売上高は前年同期比119.4%となり、客数は同113.7%となりました。

また、部門合計の売上高は1,459百万円（前年同期比12.7%の増収）となり、連結売上高全体に占める割合は20.5%（同0.7ポイントの減少）となりました。

（その他部門）

当部門は、ラーメン・中華以外の直営店外食事業として、当社グループがフランチャイジーとして運営する喫茶店の「コメダ珈琲店」、直営の洋食店「ドン・キホーテ」、「ドンキカフェ」、および当社初のファストカジュアル業態として新開発し出店した「猪の上」、また直営の中食事業として無人販売所「50年餃子」および製造食材の卸売り事業、ならびに当社のフランチャイズ事業として「一刻魁堂」、「有楽家」、「ロンフードイニング」および「50年餃子」におけるフランチャイジーからの収益により構成され、期中に撤収した「桶狭間フーズ株式会社生ギョーザ直売所」の業績も含まれます。

当連結会計年度に、当部門外食事業直営店舗の新規出店は、「コメダ珈琲店」1店舗（阿久比店）および「猪の上」1店舗（岐阜県庁前店）でした。改装は1店舗「コメダ珈琲店」（東小金井店）で、退店はありませんでした。中食事業では「50年餃子」15店舗（豊川豊川インター南店・安城緑店・一宮大毛店・半田岩滑店・半田青山店・岡崎河原店・四条大宮店・伏見大手筋店・西京極店・七条堀川店・草津西大路店・可児広見店・港区本宮店・尾張旭東印場店・土岐国道19号店）を新規に出店しましたが、そのうち2店舗（豊川豊川インター南店・松阪宮町店）は退店し、1店舗（東浦生路店）を改装しました。また「桶狭間フーズ株式会社生ギョーザ直売所」（藤が丘effe店）を退店し、同業態を撤収しました。フランチャイズ事業では、「50年餃子」3店舗（甲賀水口店・浜北区中条店・宇治六地藏店）を新規に出店し、「一刻魁堂」（一宮千秋店）、「有楽家」（片場店）、および「ロンフードイニング」（LECT広島店）の3店舗を直営店からフランチャイズ店へと切替える一方で、フランチャイズ店から直営店への切替え1店舗（豊川インター店）がありました。

これらの結果、前連結会計年度中より、グループ戦略として当部門の拡大を推進したこともあり、当連結会計年度末の当部門の店舗数は57店舗（前年同期比19店舗の増加）となり、その内訳等は、前掲の表の通りです。

当連結会計年度は、当部門の外食事業としては、新業態の「猪の上」（鶏肉の丼とカラアゲ定食のファストカジュアル業態）を開発し12月に出店しました。また、フランチャイジーとして運営する「コメダ珈琲店」は順調に推移し、「ドン・キホーテ」および「ドンキカフェ」に関しても、前連結会計年度の終わりにローカルテレビ番組で店舗が取り上げられた好影響もあり、売上高は好調に推移しました。

これらの結果、当部門の直営店外食事業の既存店売上高は前年同期比115.4%となり、客数は同105.8%となりました。

「中食事業」では「50年餃子」の店舗数拡大により売上高は同166.8%と急伸し、「卸売り事業」も販売先の外食企業等の業績回復傾向に伴い同120.5%と伸びました。

また、フランチャイズ事業は、小売フランチャイズ店は増加しましたが、上半期までの外食フランチャイズ店減少の影響が残り「フランチャイズ事業収入」は同90.6%と減少しました。

以上の結果、当部門合計の売上高は1,441百万円（前年同期比17.7%の増収）となり、連結売上高全体に占める割合は20.2%（同0.2ポイントの増加）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は506百万円で、その主なものは次のとおりです。

(a) 当連結会計年度中の新規出店 (18店舗)

ラーメン部門

J B レストラン株式会社 有楽家
岐阜茜部店

その他部門

株式会社 J B イレブン 猪の上
岐阜県庁前店

株式会社 ハートフルワーク コメダ珈琲店
阿久比店

J B シンフォニー株式会社 50年餃子
可児広見店
土岐国道19号店
港区本宮店
岡崎河原店
一宮大毛店
半田岩滑店
半田青山店
豊川豊川インター南店
安城緑店
尾張旭東印場店
草津西大路店
西京極店
四条大宮店
七条堀川店
伏見大手筋店

(b) 当連結会計年度中の業態転換店 (10店舗)

ラーメン部門

J B レストラン株式会社 有楽家
岐阜県庁前店
浜松ささがせ店
米津橋店
豊川インター店
安城店
松阪店

中華部門

J B レストラン株式会社	ロンフードイニング モゾワンダーシティ名古屋店 K I T T E 名古屋店 名古屋パルコ店 L E C T 広島店
---------------	--

(c) 当連結会計年度中の既存店リニューアル (12店舗)

ラーメン部門

J B レストラン株式会社	一刻魁堂 土岐店 港店 木曾川店 半田店 豊明店 清須店 美和店 東浦店
---------------	--

中華部門

J B レストラン株式会社	ロンフードイニング イオンモール伊丹店 博多1番街店
---------------	----------------------------------

その他部門

株式会社ハートフルワーク	コメダ珈琲店 東小金井店
J B シンフォニー株式会社	50年餃子 東浦生路店

(d) 当連結会計年度中のその他の設備投資

桶狭間フーズ株式会社	
名古屋センター	衛生設備および生産設備増強等
有松工場	衛生設備および生産設備増強等

③ 資金調達の状況

当社グループは、主として設備の新設、業態転換、改装および借入金返済に充当するため、金融機関より長期借入金4億円の資金調達をしました。また、当連結会計年度において、2021年1月28日に発行しました第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により61百万円、および2022年12月7日に第三者割当による新株発行により64百万円の資金調達を行いました。

④ 他会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2022年7月1日付で、100%出資子会社、JBシンフォニー株式会社を設立しています。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 39 期 (2020年3月期)	第 40 期 (2021年3月期)	第 41 期 (2022年3月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高(千円)	7,436,537	5,978,708	6,099,246	7,117,984
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に(千円) 帰属する 当期純損失(△)	△83,622	△386,805	297,813	△318,747
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期(円) 純損失(△)	△11.31	△52.05	39.17	△40.54
総 資 産(千円)	4,791,851	5,332,764	5,732,298	5,288,634
純 資 産(千円)	1,128,552	783,586	1,265,562	1,095,060
1株当たり純資産額(円)	151.79	104.12	163.03	135.78

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 39 期 (2020年3月期)	第 40 期 (2021年3月期)	第 41 期 (2022年3月期)	第 42 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高(千円)	1,649,229	1,396,296	1,378,233	1,393,957
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)(千円)	△105,634	△317,988	89,823	△309,662
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期(円) 純損失(△)	△14.28	△42.79	11.81	△39.38
総 資 産(千円)	4,535,231	4,738,506	5,081,822	4,654,992
純 資 産(千円)	1,195,712	919,316	1,193,321	1,031,576
1株当たり純資産額(円)	160.84	122.27	153.70	127.80

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
J B レストラン株式会社	8,000千円	100.0%	飲食店の運営事業
株式会社ハートフルワーク	8,000千円	100.0%	コメダ珈琲店フランチャイズ店舗の運営事業
株式会社ハットリフーズ	10,000千円	100.0%	飲食店の運営事業
J B シンフォニー株式会社	8,000千円	100.0%	フランチャイズ事業および食品販売事業
桶狭間フーズ株式会社	8,000千円	100.0%	食材の製造事業

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済動向は、世界の対立構造が鮮明となる中、インフレの継続、金融不安、中国経済の減速が強まる一方、国内では、賃上げの波及や、本格的インバウンド消費の回復も始まり、サービス消費等の回復が期待されます。

外食産業においては、コロナ禍で変化を来した顧客の生活様式や、インフレに対する生活防衛意識により、新たな局面へと転化していくものと予測されます。

このような状況下で当社グループは、コロナ禍で傷んだ財務および事業の立て直しを急ぎ、「社員・パートナーの意識の高さにおいて外食産業日本一（まずは東海エリアNo.1）」を目標として掲げ、内部体制の充実を伴った着実な成長を基本とし、中長期的観点で収益力の向上、規模の拡大、および財務体質の改善を図るべく、以下、経営戦略8項目を重点推進します。

1. フィロソフィを共有する組織パワーが、規模拡大の基盤であることを徹底する。

2. 全ての部署において、パートナーの持つ能力と可能性を最大限に発揮させる。
3. 事業領域の拡大および連結事業構造の改革を軌道に乗せ、利益体質の転換を図る。
4. ラーメン・中華事業での差別化を推進し、グループ全体の成長性・収益性を担保する。
5. 川上の新規取引先開拓を重点課題とし、利益率を拡大する。
6. 権限委譲を進め、グループ全社黒字化、次世代経営人材の育成を図る。
7. 積極的なDXを躊躇することなく推進し、業務効率の改革・顧客体験の進化を図る。
8. 労働環境の積極的な整備を進めつつ、収益の拡大に見合った分配の拡大を図る。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループの主要事業は、「ラーメン・中華料理飲食店」の直営店の経営、および「その他部門」から構成されます。「その他部門」には、当社グループがフランチャイジーとして運営する「コメダ珈琲店」、直営の洋食店「ドン・キホーテ」「ドンキカフェ」、直営のファストカジュアル業態「猪の上」、食材の直営販売店「50年餃子」、フランチャイズ事業、ならびに食材等の外部販売により構成されています。

事業区分	業態区分
ラーメン部門	「一刻魁堂」、「有楽家」、「ロンフーエアキッチン」
中華部門	「ロンフーダイニング」、「ロンフーキッチン加木屋中華」
その他部門	「コメダ珈琲店」、「ドン・キホーテ」、「ドンキカフェ」「猪の上」、「50年餃子」、フランチャイズ事業、食材等の外部販売

(6) 主要な営業所および工場（2023年3月31日現在）

① 当社

本 社 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営 業 店 舗

業態別	店舗数	都道府県別
猪の上	1	岐阜県1店

② JBレストラン株式会社

本 社 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営 業 店 舗

業態別	店舗数	都道府県別
一刻魁堂	41	埼玉県1店 千葉県1店 神奈川県1店 岐阜県8店 静岡県2店 愛知県23店 三重県4店 広島県1店
有楽家	11	岐阜県2店 静岡県1店 愛知県7店 三重県1店
ロンフーエアキッチン	1	愛知県1店
ロンフーダイニング	17	東京都1店 静岡県1店 愛知県6店 滋賀県1店 大阪府2店 兵庫県1店 奈良県1店 広島県1店 福岡県3店
ロンフーキッチン加木屋中華	1	愛知県1店

③ 株式会社ハートフルワーク

本 社 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営 業 店 舗

業態別	店舗数	都道府県別
コメダ珈琲店	9	埼玉県2店 東京都2店 静岡県4店 愛知県1店

④ 株式会社ハットリフーズ

本 社 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
 営 業 店 舗

業態別	店舗数	都道府県別
ドン・キホーテ	2	愛知県2店
ドンキカフェ	1	愛知県1店

⑤ JBシンフォニー株式会社

本 社 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
 営 業 店 舗

業態別	店舗数	都道府県別
50年餃子	34	岐阜県6店 愛知県22店 三重県1店 滋賀県1店 京都府4店
一刻魁堂(フランチャイズ店舗)	3	愛知県3店
有楽家(フランチャイズ店舗)	1	愛知県1店
ロンフーダイニング(フランチャイズ店舗)	1	広島県1店
50年餃子(フランチャイズ店舗)	5	静岡県1店 愛知県1店 滋賀県1店 京都府1店 大阪府1店

⑥ 桶狭間フーズ株式会社

本 社 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
 名古屋センター 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
 有 松 工 場 名古屋市緑区野末町405番地

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
169(670)名	▲11(64)名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート・アルバイト等は () 内に年間の平均人員を外数(1日8時間換算人数)で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均勤続年数
16(11)名	▲4(0)名	11.2年

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除いております。)であり、パート・アルバイト等は () 内に年間の平均人員を外数(1日8時間換算人数)で記載しています。
2. 平均勤続年数の数値には、パート・アルバイト等の数値は含まれていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	595,931千円
株式会社商工組合中央金庫	500,000千円
株式会社日本政策投資銀行	500,000千円
三井住友信託銀行株式会社	223,040千円
株式会社三十三銀行	208,386千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年4月11日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるJBレストラン株式会社を存続会社、同じく当社の完全子会社である株式会社ハットリフーズを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で本合併に係る合併契約を締結しました。

なお、本合併に関する詳細は連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

2. 会社の現況 (2023年3月31日現在)

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数 14,560,000株

② 発行済株式の総数 7,968,700株 (自己株式12,650株を含む)

(注) 第三者割当による第5回新株予約権(行使価額修正条項付)が行使されたことに伴い96,900株、および第三者割当による新株式を発行したことに伴い100,000株、ならびに譲渡制限付株式報酬として16,400株を発行したことにより、発行済株式の総数は213,300株増加しています。

③ 株主数 7,007名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
十 一 番 合 同 会 社	580,000株	7.29%
株 式 会 社 グ ル メ 杵 屋	456,400株	5.74%
棕 本 充 士	397,200株	4.99%
尾 家 産 業 株 式 会 社	353,600株	4.44%
ア リ ア ケ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	347,600株	4.37%
新 美 司	279,100株	3.51%
サ ッ ポ ロ ビ ー ル 株 式 会 社	258,000株	3.24%
N I M ホ ー ル デ ィ ン グ ス 合 同 会 社	250,008株	3.14%
株 式 会 社 折 兼	184,000株	2.31%
北 沢 産 業 株 式 会 社	176,000株	2.21%

(注) 持株比率は自己株式(12,650株)を控除し、小数点第3位以下を四捨五入して計算しています。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	11,400株	2名

(2) 新株予約権等の状況

2022年11月21日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	14,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,450,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり855円
新株予約権の払込期日	2022年12月7日
調達資金の額	1,128,897,500円 (内訳) 本新株予約権 新株予約権発行による調達額: 12,397,500円 新株予約権行使による調達額: 1,116,500,000円 調達資金の額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。
行使価額および行使価額の修正条件	当初行使価額 770円 当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により修正日において行使価額の修正が生じることがあります(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。)。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日目以降本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の直前の金曜日の株式会社名古屋証券取引所(以下、「名古屋証券取引所」といいます。))における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正後行使価額」といいます。)に修正されます。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。下限行使価額は351円を下回らないものとします。

新株予約権の行使期間	2022年12月8日から2024年12月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権のうち11,600個をLong Corridor Alpha Opportunities Master Fundに、2,900個をMA P 246 Segregated Portfolioに割当てた。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	新 美 司	社長執行役員
取 締 役	伊 藤 真 一	常務執行役員 商品部・店舗開発部担当
社 外 取 締 役	稲 本 和 彦	株式会社グルメ杵屋執行役 株式会社グルメ杵屋レストラン 取締役副社長 株式会社壺番亭本部取締役 株式会社雪村取締役
社 外 取 締 役	榊 原 陽 子	株式会社マザーリーフ代表取締役 さくら社会保険労務士法人代表社員 一般社団法人CAネットワーク 常務理事
取 締 役 (常勤監査等委員)	伊 藤 真 一 郎	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	木 村 元 泰	公認会計士・税理士 木村元泰会計事務所代表 株式会社グルメ杵屋社外取締役 富士精工株式会社監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	小 泉 有 美 子 (職務上の氏名： 草野有美子)	弁護士 弁護士法人アーヴェル パートナー 弁護士

- (注) 1. 稲本和彦氏および榊原陽子氏は、社外取締役です。
2. 木村元泰氏および小泉有美子氏は社外取締役(監査等委員)です。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために伊藤真一郎氏を常勤の監査等委員として選定しています。
4. 当社は社外取締役(監査等委員である社外取締役も含む。)および常勤監査等委員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、それぞれ、法令が定める額を限度としています。
5. 社外取締役稲本和彦氏および榊原陽子氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
6. 社外取締役(監査等委員)木村元泰氏および小泉有美子氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
7. 社外取締役(監査等委員)木村元泰氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	47,278 (1,839)	41,896 (1,839)	5,382 (-)	5名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5,721 (2,431)	5,721 (2,431)	- (-)	4名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	52,999 (4,270)	47,617 (4,270)	5,382 (-)	9名 (5名)

② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「④ 取締役の個人別報酬の方針および決定方法」のとおりです。また、当事業年度における交付状況は、「2.(1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しています。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2016年6月27日第35期定時株主総会において、年額200百万円以内(うち社外取締役分は20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は1名)です。

また、2017年6月26日第36期定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のための報酬額(社外取締役および監査等委員を除く。)として年額20百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役および監査等委員を除く。)の員数は6名です。

取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月27日第35期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。

④ 取締役の個人別報酬の方針および決定方法

(取締役の個人別報酬の決定方法の概要等)

1. 取締役の報酬は、その範囲およびその限度額を株主総会において決議を受けた上で、個人別の取締役に対する具体的金額、支給の時期等につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会において審議の上、取締役会で決定することとしています。
2. 取締役の報酬は、次の2つの報酬により構成されています。ただし、社外取締役は(a) (月次で支給する固定報酬の金銭報酬)に限るものとしています。
 - (a) 月次で支給する固定報酬の金銭報酬
 - (b) 年次で付与する譲渡制限付株式による非金銭報酬等(取締役が当社から支給される金銭報酬債権の全部を出資債権として払込み、取締役に対して当社の普通株式を付与するもの。以下同じ)
3. 取締役の報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとしてその報酬水準を踏まえた上で、指名報酬委員会において検討を行うこととしています。

(月次で支給する固定報酬の決定の方法等)

4. 取締役の固定報酬は月額とし、取締役が選任された定時株主総会が開催された日が属する月の翌月より、翌年の定時株主総会が開催される日が属する月までの通常12か月を対象としています。その対象となる月の中で当該の取締役が取締役として在籍した月に対して当該月分をその翌月中に本人の銀行口座へ振り込むことにより、固定報酬を支払うものとしています。

ただし、臨時株主総会において選任された取締役に関しては、別途に当該の取締役に対する固定報酬の対象とする月を決定します。
5. 前項の取締役の固定報酬は、個人別の取締役としての役職に応じて決定し、その役職は、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役(常勤)、および取締役(非常勤)、以上の各役職に対応するものとしています。役職別の月額での具体的金額については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会において審議の上、取締役会で決定するものとしています。

(年次で付与する譲渡制限付株式の決定の方法等)

6. 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ)に対する譲渡制限付株式の付与は、定時株主総会で選任された取締役に対して行うものとし、定時株主総会開催日から1ヶ月以内に開催される取締役会において決議し付与するものとしています。
7. 前項の非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の付与は、当該の取締役会決議における付与の日が属する月の個別の取締役の固定報酬の月額に応じて決定されるものとし、その月額に対して同非金銭報酬を付与する倍率の決定は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会において審議の上、取締役会で決定しています。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（全13回開催）	
	出席回数	出席率
稲本和彦	13回	100%
榊原陽子	13回	100%
木村元泰	13回	100%
小泉有美子	10回	100%(注) 1

- (注) 1. 社外取締役（監査等委員）小泉有美子氏は、2022年6月27日に取締役に就任し、それ以降に開催された取締役会10回すべてに出席しています。
2. 社外取締役稲本和彦氏は、飲食業全般の豊富な経験から適宜発言を行っています。
3. 社外取締役榊原陽子氏は、社会保険労務士資格を有しており、専門的な知識と経験から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
4. 社外取締役（監査等委員）木村元泰氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
5. 社外取締役（監査等委員）小泉有美子氏は、弁護士の資格を有しており、法令・法規に基づく専門的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

	監査等委員会（全13回開催）	
	出席回数	出席率
木村元泰	13回	100%
小泉有美子	10回	100%(注) 1

- (注) 1. 社外取締役（監査等委員）小泉有美子氏は、2022年6月27日に取締役に就任し、それ以降に開催された監査等委員会10回すべてに出席しています。
2. 社外取締役（監査等委員）木村元泰氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
3. 社外取締役（監査等委員）小泉有美子氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

② 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役稲本和彦氏は、株式会社グルメ杵屋執行役、株式会社グルメ杵屋レストラン取締役副社長、株式会社壺番亭本部取締役および株式会社雪村取締役です。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っていますが、当社とその他の兼職先との間に、特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役榊原陽子氏は、株式会社マザーリーフ代表取締役、さくら社会保険労務士法人代表社員、および一般社団法人CAネットワーク常務理事を兼務していますが、当社とその他の兼職先との間に、特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）木村元泰氏は、株式会社グルメ杵屋社外取締役です。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っていますが、また、木村元泰会計事務所代表、および富士精工株式会社監査役を兼務していますが、当社とその他の兼職先との間に、特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）小泉有美子氏は、弁護士法人アーヴェルパートナー弁護士を兼務していますが、当社とその他の兼職先との間に、特別の関係はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 桜橋監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	12,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと認識しており、今後の事業展開、および財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏打ちされた安定配当の維持継続を基本方針としています。

しかしながら、当事業年度におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、期末の利益剰余金のマイナスが継続しています。つきましては、誠に遺憾ではございますが、2023年3月10日付で開示しました「通期連結業績予想の修正および配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」に記載のとおり、当期の期末配当は見送らせていただきます。

また、次期の配当につきましては、現時点では、国際情勢の動向、コロナ禍からの正常化等、業績に影響を与える未確定要因が多いことにより、当面は未定とさせていただきます。

なお、剰余金の配当につきましては、2015年6月29日開催の第34期定時株主総会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しています。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,177,513	流動負債	1,911,995
現金及び預金	1,454,516	買掛金	271,367
売掛金	152,469	1年内返済予定の長期借入金	743,773
預入金	99,512	リース債務	15,549
店舗食材	24,243	未払金	241,714
仕込品	36,881	未払費用	321,585
原材料及び貯蔵品	25,765	未払法人税等	14,402
前払費用	92,431	未払消費税等	125,580
未収入金	286,169	預り金	88,044
その他	7,266	賞与引当金	47,815
貸倒引当金	△1,743	その他	42,163
固定資産	3,111,121	固定負債	2,281,578
有形固定資産	2,211,374	長期借入金	1,965,694
建物	1,270,257	リース債務	6,785
構築物	91,527	退職給付に係る負債	41,793
機械及び装置	32,551	資産除去債務	240,166
車両運搬具	704	繰延税金負債	10,999
工具、器具及び備品	218,294	その他	16,139
土地	578,530		
リース資産	19,508	負債合計	4,193,573
無形固定資産	38,364		
のれん	13,748	純資産の部	
ソフトウェア	17,304	株主資本	1,062,170
リース資産	1,643	資本金	996,553
電話加入権	5,668	資本剰余金	222,770
投資その他の資産	861,382	利益剰余金	△156,722
投資有価証券	131,276	自己株式	△430
出資金	40	その他の包括利益累計額	18,120
長期前払費用	47,449	その他有価証券評価差額金	18,120
差入保証金	585,878	新株予約権	14,770
繰延税金資産	9,955	純資産合計	1,095,060
その他	86,782		
資産合計	5,288,634	負債純資産合計	5,288,634

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,117,984
売上原価		2,189,086
売上総利益		4,928,897
販売費及び一般管理費		5,217,784
営業損失		288,887
営業外収益		
受取利息	608	
受取配当金	173	
賃貸不動産収入	15,600	
協賛金収入	3,007	
自動販売機収入	5,910	
保険差益	2,123	
利子補給金	4,896	
その他	5,870	38,190
営業外費用		
支払利息	18,406	
賃貸不動産費用	14,627	
その他	6,969	40,003
経常損失		290,700
特別利益		
助成金収入	130,059	130,059
特別損失		
固定資産除却損	28,180	
減損損失	79,336	
退店に伴う損失	10,761	118,277
税金等調整前当期純損失		278,919
法人税、住民税及び事業税	27,332	
法人税等調整額	12,495	39,828
当期純損失		318,747
親会社株主に帰属する当期純損失		318,747

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,675,398	流動負債	1,749,881
現金及び預金	1,178,243	1年内返済予定の長期借入金	642,431
売掛金	14,901	リース債務	15,549
預入金	94,264	未払金	757,097
店舗食料	307	未払費用	249,228
貯蔵品	795	未払法人税等	5,882
前払費用	71,325	未払消費税等	18,609
未収入金	280,422	預り金	47,545
関係会社短期貸付金	30,300	賞与引当金	6,405
その他	6,580	その他	7,132
貸倒引当金	△1,743	固定負債	1,873,533
固定資産	2,979,594	長期借入金	1,607,036
有形固定資産	2,062,301	退職給付引当金	41,793
建物	1,147,171	資産除去債務	201,166
構築物	79,091	リース債務	7,495
機械及び装置	30,227	繰延税金負債	8,542
車両運搬具	704	その他	7,500
工具、器具及び備品	207,066	負債合計	3,623,415
土地	578,530	純資産の部	
リース資産	19,508	株主資本	999,054
無形固定資産	24,615	資本金	996,553
ソフトウェア	17,304	資本剰余金	222,770
リース資産	1,643	資本準備金	222,770
電話加入権	5,668	利益剰余金	△219,838
投資その他の資産	892,677	その他利益剰余金	△219,838
投資有価証券	127,238	繰越利益剰余金	△219,838
関係会社株式	43,587	自己株式	△430
出資金	40	評価・換算差額等	17,752
長期前払費用	44,985	その他有価証券評価差額金	17,752
差入保証金	467,785	新株予約権	14,770
関係会社長期貸付金	117,500	純資産合計	1,031,576
その他	91,540	負債純資産合計	4,654,992
資産合計	4,654,992		

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,393,957
売 上 原 価		62,441
売 上 総 利 益		1,331,515
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,527,466
営 業 損 失		195,950
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,041	
受 取 配 当 金	94	
賃 貸 不 動 産 収 入	15,600	
協 賛 金 収 入	3,007	
そ の 他	3,175	23,919
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,246	
賃 貸 不 動 産 費 用	14,627	
そ の 他	848	28,722
経 常 損 失		200,754
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	28,180	
退 店 に 伴 う 損 失	10,433	
減 損 損 失	61,596	100,209
税 引 前 当 期 純 損 失		300,964
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,381	
法 人 税 等 調 整 額	1,317	8,698
当 期 純 損 失		309,662

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社JBイレブン
取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 北 岡 慎太郎
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 椎 野 友 教
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社JBイレブンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JBイレブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社JBイレブン
取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 北 岡 慎太郎
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 椎 野 友 教
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JBイレブンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、取締役会等の会議に出席し、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、重要な書類を閲覧し、経営管理状況を把握しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株式会社 J B イレブン 監査等委員会

常勤監査等委員 伊藤 眞一郎 ⑩

監査等委員 木村 元泰 ⑩

監査等委員 小泉 有美子 ⑩

(注) 監査等委員木村元泰および小泉有美子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役です。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少の目的

繰越損失を填補し、財務戦略上の柔軟性および機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損填補を行うものです。

2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金222,770,807円のうち219,838,906円を減少させ、その他資本剰余金に減少額の全額を振り替えるものです。減少後の資本準備金の額は2,931,901円となります。資本準備金の額の減少の効力発生日は2023年6月27日です。

3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金からその他資本剰余金に振り替えられた219,838,906円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損を填補するものです。

① 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	219,838,906円
----------	--------------

② 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	219,838,906円
---------	--------------

③ 剰余金の処分の効力発生日

2023年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）全員（4名）が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	にい み つかさ 新 美 司 (1963年12月20日生)	1986年8月 当社取締役（非常勤） 1987年9月 当社常務取締役 1991年8月 当社代表取締役専務 1994年7月 当社代表取締役社長 2010年6月 元気寿司株式会社取締役 2016年6月 桶狭間フーズ株式会社取締役 2017年6月 JBレストラン株式会社取締役 2018年7月 株式会社ハートフルワーク取締役 2022年6月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）	279,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	いとう しんいち 伊藤 真一 (1974年6月26日生)	1997年4月 当社入社 2010年4月 営業第一部長 2010年7月 執行役員営業第一部長 2011年9月 取締役営業第一部・営業第二部担当 営業第一部長 2011年12月 取締役営業第一部・営業第二部・トレーニング部・品質推進部・商品開発部担当 商品開発部長 2013年4月 取締役営業第一部・営業第二部・営業推進部・製造外販部・商品部担当 商品部長 2014年10月 取締役商品部担当 商品部長 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 2015年8月 取締役総務部・経理部・経営管理部担当 総務部長 桶狭間フーズ株式会社取締役 2016年2月 JBレストラン株式会社取締役 2016年6月 取締役総務部・経理部・経営管理部担当 総務部長 兼 経営管理部長 2017年4月 取締役総務部・経理部担当 総務部長 2017年8月 取締役商品部担当 商品部長 2018年3月 取締役商品部・店舗開発部・教育訓練部担当 商品部長 2018年6月 常務取締役商品部・店舗開発部・教育訓練部担当 商品部長 2020年4月 常務取締役商品部・店舗開発部・教育訓練部担当 2020年6月 株式会社ハットリフーズ取締役 2022年4月 常務取締役商品部・店舗開発部担当 2022年6月 取締役常務執行役員商品部・店舗開発部担当 (現任)	30,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	いなもと かず ひこ 稲本 和彦 (1962年7月13日生)	1985年2月 両国食品株式会社（現株式会社グルメ杵屋）入社 1999年10月 同社そば事業部東地区第二部部长委嘱 2004年6月 元気寿司株式会社監査役 2005年4月 株式会社グルメ杵屋そば東カンパニー社長委嘱 2009年4月 同社そば東部門執行役員 2010年4月 同社東日本営業部門執行役員 2011年4月 元気寿司株式会社新業態開発担当執行役員 2012年4月 株式会社グルメ杵屋営業推進部門執行役員兼店舗開発部長 2012年6月 大阪木津市場株式会社取締役 2013年4月 株式会社グルメ杵屋商品仕入物流部門執行役員 2014年4月 同社うどん・そば部門執行役員 2015年10月 同社執行役員待遇 株式会社グルメ杵屋レストラン うどん・そば部門担当取締役 2017年4月 株式会社銀座田中屋取締役 2019年6月 当社社外取締役（現任） 2020年4月 株式会社グルメ杵屋レストラン 代表取締役社長 2021年6月 株式会社グルメ杵屋執行役（現任） 2021年6月 株式会社壺番亭本部取締役（現任） 2021年6月 株式会社雪村取締役（現任） 2022年1月 株式会社グルメ杵屋レストラン 取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社グルメ杵屋執行役 株式会社グルメ杵屋レストラン取締役副社長 株式会社壺番亭本部取締役 株式会社雪村取締役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	さかき ぼら よう こ 榎原陽子 (1970年11月15日生)	1993年9月 全日本空輸株式会社入社 2002年12月 榎原陽子社会保険労務士事務所開業 2005年2月 有限会社サンシャインコンサルティング取締役(2013年株式会社マザーリーフと合併) 2006年9月 株式会社マザーリーフ設立代表取締役(現任) 2015年5月 一般社団法人CAネットワーク常務理事(現任) 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員) 2019年5月 さくら社会保険労務士法人代表社員(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社マザーリーフ代表取締役 さくら社会保険労務士法人代表社員 一般社団法人CAネットワーク常務理事	500株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 稲本和彦氏、榎原陽子氏は、社外取締役候補者です。
3. 稲本和彦氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって4年です。
4. 榎原陽子氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって5年です。
5. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要について
 稲本和彦氏は、株式会社グルメ杵屋の子会社である株式会社グルメ杵屋レストラン取締役副社長の経験等、飲食業全般の経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者とするものです。
 榎原陽子氏は、株式会社マザーリーフ代表取締役およびさくら社会保険労務士法人代表社員であり、社会保険労務士資格を有し、専門的な知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役候補者とするものです。
6. 稲本和彦氏および榎原陽子氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任されますと当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としています。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を

当該保険契約により填補することとしています。各候補者の選任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

8. 当社は、稲本和彦氏、榊原陽子氏を名古屋証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。

＜ご参考＞取締役会の構成（本総会終了後の予定）

下記の一覧表は、各自の有する全ての経験を表すものではありません。ご参考までに各取締役候補者に特に期待する分野を2つ、各監査等委員に特に期待する分野を1つ記載しています。各取締役候補者の「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」も併せてご覧ください。また、監査等委員については、「3.（1）取締役の状況」をご覧ください。

		各 取 締 役 に 特 に 期 待 す る 分 野						
		企業経営	事業戦略	商品開発	営業・マーケティング	財務会計	人事・労務	法務 リスク管理
取締役	新美 司	○	○					
	伊藤 真一		○	○				
	稲本 和彦		○		○			
	榊原 陽子	○					○	
監査等 委員	伊藤 眞一郎	○						
	木村 元泰					○		
	小泉 有美子							○

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものです。

田島清司氏は伊藤眞一郎氏の補欠、花井勉氏は木村元泰氏および小泉有美子氏の補欠としての候補者です。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たじま きよし 田島清司 (1951年9月6日生)	1974年4月 株式会社十六銀行入行 2002年6月 十六ビジネスサービス株式会社常務取締役(出向) 2006年1月 社団法人岐阜県経済同友会専務理事事務局長(転籍) 2009年6月 株式会社桜井グラフィックシステムズ工場総務部長(転籍) 2012年4月 同社専務取締役生産技術本部長(工場長)兼管理部長兼中部営業所長 2013年6月 富士変速機株式会社パーキング事業部参事(転籍) 2014年7月 同社業務部長 2017年3月 同社管理部参事 2019年4月 同社管理部部長補佐 2020年2月 当社入社 人事部・総務部・経理部担当役員付部長(現任)	—
2	はな い つとむ 花井勉 (1959年4月10日生)	1983年4月 大和証券株式会社入社 1996年4月 中小企業診断士登録 1998年4月 有限会社プロップ設立代表取締役 2000年12月 J R C A品質マネジメントシステム主任審査員登録 2009年12月 株式会社プロップ代表取締役(現任)	—

- (注) 1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 花井勉氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 花井勉氏は、経営コンサルタントおよび中小企業診断士として培われた見識を、当社の経営監視体制強化に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者とするものです。
4. 田島清司氏および花井勉氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としています。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。田島清司氏および花井勉氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：日本ガイシフォーラム2階レセプションホール
名古屋市南区東又兵ヱ町五丁目1番地の16
TEL 052-614-3131



- 交通 ● JR東海道線「笠寺駅」下車、連絡橋で徒歩3分
(JR名古屋駅から東海道線上りの普通電車にて約10分で笠寺駅です。
なお、快速電車等は笠寺駅に停車しませんのでご注意ください。)
- 名古屋市バス基幹1 栄→笠寺駅「笠寺駅」下車、連絡橋で徒歩3分

* 有料駐車場は、満車のため利用できないことがありますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。